

令和6年度 社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会事業実施計画

1 法人運営部門

| 事業名 | 事業概要 | 時期・人数 | 備考 |
|---|---------------------------------------|---------------|------------|
| (1)法人組織運営 | | | |
| 法人として適正な組織運営を図ります。 | | | |
| 理事会 | 法人全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行います。 | 年8回程度 | |
| 評議員会 | 法人の最高決議機関として、理事等の業務執行のけん制監督を行います。 | 年2回以上 | |
| 監査会・出納調査 | 法人の業務監督及び会計監査を行い、事業と財産の状況を調査します。 | 年4回 | |
| 苦情解決委員会 | 適切にサービス利用ができるように利用者の苦情の解決と権利擁護を図ります。 | 年1回以上 | 苦情解決制度の体系化 |
| 虐待防止委員会 | 虐待防止法に基づき、利用者の虐待防止を図るために、委員会を設置します。 | 年1回以上 | 虐待防止制度の体系化 |
| 身体拘束適正化検討委員会 | 虐待防止法に基づき、身体拘束等の適正化を図るために、委員会を設置します。 | 年1回以上 | |
| 例規審査委員会 | 規程及び規則等の立案にあたり、審査の迅速と正確を期すために開催します。 | 随時 | |
| 衛生委員会 | 労働安全衛生法、労働安全規則に基づき職員の安全衛生管理を目的に開催します。 | 毎月1回 (20日) | |
| 感染症等対策委員会 | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、委員会を設置します。 | 年1回以上 | |
| セクション代表者会議 | 現場の現状、課題、組織運営の問題点や改善策などを検討協議します。 | 毎月1回 (20日) | |
| 事業見直し検討委員会 | コスト意識を持ち、事業の効果的な運営を図るため検討協議します。 | 年1回以上 | |
| (2)指定管理事業 | | | |
| 町の指定管理者として、適正な施設運営を行います。 | | | |
| 金ヶ崎学童保育所 | 金ヶ崎小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。 | 児童数190名 | ※R6～R8 |
| 北部学童保育所 | 第一小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。 | 児童数70名 | ※R6～R8 |
| 三ヶ尻学童保育所 | 三ヶ尻小学校の放課後児童の健全育成と施設の維持管理と運営。 | 児童数50名 | ※R6～R8 |
| グループリビング壮健ホーム | 高齢者共同生活支援施設の維持管理と運営。 | 定員5名 | ※R6 指定管理離脱 |
| (3)関係機関・団体との連携、組織体制整備 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 岩手県、金ヶ崎町などの所轄行政機関への届出や諸手続き等の対応を行います。 ② 生活圏ごとの地区社会福祉推進協議会や自治会等との連携協力を進めます。 ③ 民生委員児童委員協議会との連携協力を行います。 | | | |
| (4)福祉センター施設の建て替えに向けた取り組み | | | |
| 施設の建て替えに向け、公募型プロポーザルにより設計を進めます。 | | | |

(5) 業務継続計画（BCP）の策定

自然災害、感染症のまん延や大事故など危機管理に備えるため業務継続計画（BCP）を策定し、非常時に早期の業務再開を図ります。

2 地域福祉部門

| 事業名 | 事業概要 | 時期・人数 | 備考 |
|---|---|----------|---------|
| (1)地域福祉活動事業 | | | |
| 共同募金配分金を主な財源として、地域の福祉課題を調査分析し、住民やボランティア、各種団体・機関と連携協働し、地域福祉の推進を図ります。 | | | |
| 社会福祉大会 | 福祉活動の推進を図るために開催し、多大な功績を残し、尽力された方々を顕彰し、敬意と感謝を表します。 | 10月・140人 | |
| 金婚を祝う会 | 結婚50周年のご夫婦を祝福します。 | 11月・15組 | R6 事業廃止 |
| ゆいっこハウス | 元気高齢者の生きがいと仲間づくり、健康づくりによる介護予防のサロン活動。 | 通年・33地区 | |
| 青い鳥のつどい | 一人暮らし高齢者サロン活動。 | 通年・30名 | 事業見直し対象 |
| ボランティアセンター ボランティア連絡協議会 | ボランティアの連絡調整と各種ボランティア団体の全体事務を行います。 | 通年・25団体 | |
| ボランティア養成講座 | ボランティア養成講座を実施し、新たなボランティアの人材確保を図ります。 | 年1回・15名 | |
| ボランティア研修 | ボランティアの資質向上と事業推進を図ります。 | 年1回・40名 | |
| 福祉協力校 | 学校における福祉教育の推進を図る。 | 通年・全校 | |
| 親と子のつどい | 母子父子世帯、ひとり親世帯等の支援や子育て支援を図ります。 | 年1回・15名 | |
| 視覚障害者との「ふれあいハイキング」 | 視覚障害者とボランティアとの交流とふれあいを図ります。 | 9月・13名 | |
| 雪かきボランティア スノーバスターズ | ボランティアによる高齢者や障がい者世帯等の除雪活動を行います。 | 冬期・80名 | |
| ハウスヘルパー | 大工や電気・水道等の職工による補修ボランティア活動を行います。 | 年1回・3件 | |
| 家族介護者リフレッシュ交流会 | 在宅介護者等の息抜きとリフレッシュを目的に開催します。 | 年1回・20名 | |
| 見守り支援ネットワーク | 一人暮らし高齢者の見守りネットワークを町内の協力事業者と行います。 | 随時 | |
| 関係機関との懇談会 | 民生委員、福祉推進員や関係機関との懇談会を開催し福祉課題の解決を図ります。 | 随時 | |
| 買物支援バス | 買物弱者、交通弱者の救済と介護予防を目的に実施します。 | 通年・20名 | |
| 支え合いマップ | 支え合いを目的に支援が必要な人を確認する地図を作成し、災害時の安否確認や避難に役立て、地域づくりを促進します。 | 通年・3地区 | 8箇所作成済 |

| | | | |
|--|----------------------------------|--------------|--|
| (2)金ケ崎町地域福祉活動計画（第3期）策定に伴う事業の推進 地域福祉活動計画（第3期）の啓発活動及び事業の推進を図ります。 | | | |
| (3)福祉総合相談事業 福祉サービスや利用手続き、日常生活における心配ごと等を関係機関と連携し、解決へのお手伝いをします。 ① ふれあい福祉相談（月1回）② 介護相談（随時）③ ボランティア相談（随時） ④ 障がい者不利益相談 ⑤ 無料法律相談（年1回）⑥総合相談会（年1回） | | | |
| (4)小地域福祉活動事業 日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動を支えます。 | | | |
| (5)調査研究及び広報活動 住民ニーズや地域の福祉課題、発掘・把握し、サービス提供につなげます。福祉の情報発信の拠点として、広報啓発活動に取り組みます。 | | | |
| ① 社福だより | 法人広報誌の定期発行 | 年6回発行 | |
| ② ボランティアだより | ボランティア団体の広報紙の発行 | 年1回発行 | |
| ③ ホームページ | 法人ホームページによる情報発信 | 通年・随時 | |
| ④ 赤い羽根 news | 赤い羽根共同募金の広報紙の発行 | 年1回発行 | |
| (6)民間福祉活動支援 老人福祉、障害福祉、母子父子福祉、児童福祉、ボランティア、各種福祉団体、その他の民間団体の支援を行います。 | | | |
| (7)日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 高齢者や障がい者等で判断能力が十分でない方に対して、日常的な金銭管理や大切な書類等の管理、福祉サービスの利用援助などのお手伝いをを行います。 | | | |
| (8)緊急食糧配給事業『支え合いお食事パック』 失業や離職、病気等で収入がなく、生活費が枯渇し、食事を摂ることが出来ない方に緊急の食糧（1週間程度）を配給し、急場をしのぎ、次につなげるための事業。 | | | |
| (9)町内福祉施設等協働事業 町内の福祉施設等の役職員が資質向上や自己研鑽のための研修、情報交換や意見交換を行い、相互連携や連絡調整が円滑に行えるようになるために実施します。（代表者に限定など） | | | |
| (10)生活援助貸付事業 低所得世帯や新型コロナによる減収世帯などに対して、経済的自立と生活意欲の助長、生活を安定させることを目的に、生活困窮者自立支援制度の実施機関とも連携して行きます。 | | | |
| ① 生活福祉資金 | 生活福祉資金の受付窓口業務。 | 通年・随時 | |
| ② たすけあい金庫 | 緊急小口資金の貸し付け業務。 | 通年・随時 | |
| (11)東日本大震災復興支援事業 東日本大震災からの復興支援、避難者世帯や避難者サロン「さくらの会」の支援を行い、自主事業への移行を進めます。 | | | |
| (12)高齢者等生活支援事業 在宅高齢者等が、住み慣れた自宅で安心して暮らせるように支援サービスを提供します。 | | | |
| ① 宅配弁当 | 独居高齢者や障がい者世帯等に昼食を配達する見守り声掛け・サービス | 火・金曜日 20名 | |
| ② 衣類洗濯 | 在宅で衣類洗濯が困難な方にサービス | 随時 | |

| | | | |
|--|-------------------------------|---------|----------|
| ③ 軽度生活援助 | 介護保険の要介護認定を受けていない人へのサービス | 随時 | |
| ④ 訪問理美容 | 散髪店等への移動の困難な方への理美容サービス | 通年月 1 回 | ※利用基準見直し |
| ⑤ 福祉有償運送 | 公共交通機関等での通院や受診の困難な方への外出支援サービス | 通年月 1 回 | |
| (13)日常用具貸付事業 | | | |
| 生活における福祉の向上を目的に、日常用具の貸出を行います。 | | | |
| ① 車いす | 短期の車いす貸出サービス | 随時 | ※料金改定 |
| ② チャイルドシート | 短期のチャイルドシート貸出サービス | 随時 | ※料金改定 |
| (14)赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の協力支援 | | | |
| 共同募金会との連携協力により、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の支援を行います。助成事業の周知や地域への義援金の配分、演芸大会等イベントの実施。 | | | |

3 介護福祉部門

| 事業名 | 事業概要 | 時期・人数 | 備考 |
|---|--|-----------------------------|---------------------|
| (1)介護保険事業所 | | | |
| 介護、介護予防サービスの事業所として、まごころのこもったサービスを行います。介護予防や機能訓練に力を入れて、持続可能な包括ケアシステムの構築を目指します。 | | | |
| ①居宅介護支援事業所 | 介護を必要とする人が適切なサービスが受けられるよう支援します。 | 月～金曜 (祝祭日除) | |
| ②指定訪問介護事業所 訪問介護、介護予防相当サービス、訪問型サービス A | 要介護状態等で日常生活に支障がある方の支援を行い、介護予防や地域独自のサービス提供も進めます。 | 月～土曜 (元日除) 随時 | ※R5～実施地域拡大（奥州市・北上市） |
| ③指定通所介護事業所 通所介護、介護予防相当サービス、通所型サービス A | 日帰りで、食事や入浴などの日常生活上の介護や機能訓練等のサービスを行います。また、地域独自のサービス提供も進めます。 | 月～土曜日 (年未年始除) 定員 25 名 | ※R5～実施地域拡大（奥州市・北上市） |
| (2)生活支援体制整備事業 | | | |
| 地域包括ケアシステム構築に向け、支え合いの体制整備と仕組みづくりを図ります。 | | | |
| ①生活支援コーディネーター設置事業 | 生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めます。 | 通年・1 人 配置 | |
| ②体操ショッピングバス運行事業 | 買物と体操を組み合わせ、介護予防の推進を図ります。 | 毎月・20 名 | ※事業見送り |
| ③高齢者の通いの場創設事業「オレンジカフェ」 | 高齢者の通いの場や居場所をつくり介護予防・認知症予防を図ります。 | 47 地区 実施 | |
| ④送迎付カラオケ交流事業 | 介護予防や認知症予防を目的に送迎付きのカラオケ交流会を開催します。 | 年 1 回 ・10 名 | |

4 障がい福祉部門

| 事業名 | 事業概要 | 時期・人数 | 備考 |
|--|---|-----------------|--------------|
| (1)障害福祉サービス 障害（児）者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。 | | | |
| ①相談支援事業所あゆみ | 身体・知的・精神の障がい（児）者の支援計画、地域移行に取り組みます。 | 通年/2人配置 | |
| ②基幹相談支援センター | 地域自立支援協議会事務局の受託運営と専門職を配置して、相談支援の中核的な役割を担います。 | 通年/1人配置 | |
| ③ワークステーションかねがさき（生活介護・就労継続支援B型） | 障がい者の日中活動の拠点として、創作活動や生産活動、社会参加、さらに就労に必要な支援を行います。 | 月～金曜日 定員各20名 | |
| ④放課後等デイサービス クレヨン・第2クレヨン | 放課後又は、休業日に生活能力の向上や必要な訓練、社会交流など必要な支援を行います。 日中一時支援事業を導入し、定員超過の解消を図ります。 | 月～土曜日 定員各10名 | 第3クレヨン 休止 |
| ⑤障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護） | 障がい者等の居宅での排せつや食事等の介護、その他生活全般に援助します。 | 随時 | |
| (2)手をつなぐ（育成）会 金ケ崎町の障がい者の家族の手をつなぐ（育成）会の事務局を担当し、活動支援を行います。 輪番制により胆江地区にこにこふれあい運動会の担当事務局として対応します。 | | | |

5 子育て支援部門

| 事業名 | 事業概要 | 時期・人数 | 備考 |
|---|----------------------------|------------------|----|
| (1)学童保育所事業 安全安心な放課後児童の健全育成と子ども・子育て支援を推進いたします。 | | | |
| ① 金ケ崎学童保育所 | 子ども一人一人や保護者に寄り添った対応に心掛けます。 | 月～土曜日 児童数190名 | |
| ② 北部第1学童保育所 ③ 北部第2学童保育所 | 子ども一人一人や保護者に寄り添った対応に心掛けます。 | 月～土曜日 児童数70名 | |
| ④ 三ヶ尻学童保育所 | 子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心掛けます。 | 月～土曜日 児童数50名 | |
| ⑤ 永岡学童保育所 | 子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心掛けます。 | 月～土曜日 児童数50名 | |
| ⑥ 西学童保育所 | 子ども一人一人や保護者に寄り添った対応を心掛けます。 | 月～土曜日 児童数20名 | |
| (2)ファミリー・サポート・センター事業 子育てを手伝ってほしい人と手伝ってくれる人との会員制のネットワーク事業です。 | | | |

| | | | |
|--|---|--------|--|
| ファミサポかねがさき | サービスの普及促進とお願い会員（依頼会員）、まかせて会員（提供会員）、どっちも会員（両方）合わせ、会員 150 名を目指します。制度の周知を図ります。 | | |
| (3)子どもの居場所づくりや貧困対策を推進する事業 子どもの居場所づくりや貧困対策についての支援や実践を推進します。 | | | |
| ①「はっぴいふれいすかねがさき」（子ども食堂）の開催 | 毎月、食事会や交流会、季節行事を開催し、子どもの健全育成を図るとともに、運営体制の強化に努めます。 | 毎月・50名 | |
| ②子ども食堂等の関係機関等との連携 | 子ども食堂等子どもの居場所づくりを実施する連携組織又は連絡会議等の設置の検討。 | 随時 | |
| ③子どもの貧困対策推進の研修会や集まりの企画 | 子どもの貧困対策や居場所づくりを進めるための研修会の開催や集まり、意見交換の場を持つ取り組みを進めます。 | | |
| ④NPO 法人、子育て団体等との連携 | 子育て支援、子どもの健全育成や居場所づくりを推進するために NPO 法人や子育て団体等との連携・協力を図ります。 | | |

6 その他

| 事業名 | 事業概要 | 時期・人数 | 備考 |
|---|------|-------|----|
| (1)職員の人材確保及び資質向上を図る取り組み | | | |
| ①職員の採用、登用、昇格運用を広く進めます。 | | | |
| ②職員の処遇改善や働き方改革を図り、離職の少ない良好な職場環境づくりを目指します。 | | | |
| ③職員の資質向上を図る研修制度の充実を図ります。 | | | |
| ④職員の自主的なスキルアップを推奨し、資格取得にかかる費用の助成を行います。 | | | |
| ⑤職員の表彰制度による表彰 | | | |
| (2)働きやすい労働環境づくりと働き方改革に対応した取り組み | | | |
| ①育児や介護の行いやすい環境整備を進めます。 | | | |
| ②職員の定年後の安定的雇用を図るため、再雇用規程の推進。 | | | |
| (3)その他 | | | |
| 金ヶ崎町福祉センターの建設推進室が建設推進に取り組みます。 | | | |